

生徒心得

総則

- 1 生徒は勉学をもって本分としなければならない。志を立てて本校に入学した以上は、勉学によって教養を高め、人格の向上を図ることが第一目標である。生徒の生活第一義が勉学にあることから履修する教科・科目の予習はもちろん、図書館の積極的な利用やクラブ活動の参加によって深く広く真理の探究に邁進すべきである。
- 2 明朗闊達、不撓不屈の気性を養い、心身を鍛え磨くために生徒会活動やクラブ活動、ボランティア活動などへの積極的な参加を期待する。これらの活動は協同、責任、奉仕の諸情操を養うのに良い機会である。
- 3 交際は、お互いを尊重し、明るく、清く、正しくあるべきである。
- 4 本校が地域の教育、文化の中心として長い歴史、伝統を保持し、質実剛健の校風を持って幾多の人材を輩出してきたことを銘記し、本校生徒の言動は常に地域社会から注目され、その影響力は極めて大きいことを自覚し校風の高揚に努めること。

第1 礼儀

礼儀はその人の品格を象徴し、社会生活に正しい秩序を有らしめるものである。生徒の言動には神戸高校生としての気品と誇りをもつこと。

- 1 目上の人に対しては敬意を払い、挨拶を励行する。
- 2 来客に対しては失礼のないよう、親切を尽くす。
- 3 よき社会生活を営むに、丁寧な言葉遣いを心がけることが大切である。
- 4 あらゆる機会を捉え、進んで正しい礼法を身につけることに心がけ、自己向上に努め、学友間においても、礼儀を心がけることが大切である。

第2 服装ならびに所持品等

1 制服

学校指定のものを着用するとともに、下記の留意点を守り、正しく制服を着こなすこと。

○シャツ…長袖シャツを着用する場合は、必ずネクタイ（リボン）を着用する。半袖シャツの場合でもネクタイ（リボン）は着用しても良い。ただし、クールビズ期間中（原則6月～9月末日）は長袖シャツでもネクタイ、リボンを着用しなくてもよい。また、その場合は第一ボタンを留めなくてもよい。半袖シャツの場合でもネクタイ（リボン）は着用してもよい。ただし、ネクタイ（リボン）着用時はシャツのボタンをすべて留める。

特別に定める日（入学式、卒業式等）はブレザーの着用とともに、長袖シャ

ツ、ネクタイに限る。袖を折り曲げて着用しない。

○ズボン…裾を折り曲げて着用しない。

○スカート…ウエストを折り曲げて着用しない。

○ソックス…白、黒、紺の単色を基調とし、華美でないものとする。

○ストッキング…華美でないものとする。

○防寒着

寒期に限り、登下校時に着用してもよい。ただし、ブレザーの上から着用し、華美でないものとする。革ジャンパー、革コートは禁止。下半身については、ジャージ、ウインドブレーカー等の着用は不可。また、ブレザーの下に、既定のセーター、ベスト以外のトレーナー、パーカー等の着用は不可。

朝のSHRから放課後までの着用を禁止する。

※制服（シャツ、オーバーブラウス、ネクタイ、リボンを除く）の新規購入・補正等がある場合、生活指導部所定の用紙を取りに来る必要がある。

2 校章

冬服上着のボタンが校章となるので、学校指定のボタンをつけること。カッター、セーターには学校指定のマークが入るので学校指定のものを着用すること。

3 履物

上履き…学校指定のものを使用すること。

下履き…運動、通学に適した靴を使用すること。サンダル、下駄等は禁止。

4 その他

(1) 化粧，パーマ，髪の色を染めてはならない

(2) 学校生活を送る上で、華美あるいは不必要な物品を所持してはならない。
(ピアス，ブローチ，ペンダントなど)

(3) 貴重品は各自で責任を持って管理すること。自分で管理できない時は貴重品袋等を利用すること。

(4) 携帯電話（スマートフォン）等の通信機器の持ち込みは認めるが、使用については必要最低限の使用に努めること。

第3 通学・出席・授業

1 登下校

(1) 登下校の際の交通ルールを守るとは、他人に迷惑をかけないためであるはもちろん、自分の命を守り、自分が加害者にならないようにするためである。危機管理意識を持って、交通事故の防止に細心の注意を払い、心に余裕を持って登校するためにも始業5分前には登校する心積もりで行動すること。

- (2) 完全下校は、基本的に平日午後 7 時、休日 5 時であるが、放課後はみだりに居残らないこと。

※遅くなったときは一人で下校することを避ける、人通りの多い道を選ぶなど防犯上の危機意識を持ち犯罪に巻き込まれないように注意することが必要である。

- (3) 登下校時の飲食店への出入りはひかえること。

2 自転車・単車通学・公共交通機関

- (1) 自転車通学は、近鉄鈴鹿市駅を利用する生徒を除いて認める。
- (2) 単車通学については通学距離が最短で片道 10km 以上で交通機関が不便な地域に限り認める。
- (3) 公共交通機関の通学定期券については、居住地最寄駅と学校最寄駅との区間内であり、合理的な経路であること。なお、塾等に通うなど通学経路から外れた区間の申請はできない。

3 欠席、欠課、遅刻、早退、忌引き等の手続き

- (1) 病気、事故などによる欠席、遅刻、早退、欠課や忌引き等は、保護者から担任に連絡をしてもらい後日、生徒手帳の「家庭との通信欄」に記入の上、保護者の印をもらい担任にみせること。

- (2) 忌引きの規定はつぎのとおりである。

- ① 父 母…………… 7 日間
- ② 祖父母，兄弟姉妹… 3 日間
- ③ 叔伯父母…………… 1 日
- ④ 上記以外の親族（上記の関係に準ずる日数）

- (3) 学校遅刻・授業遅刻・早退等の手続きについて

- ① 学校遅刻の時、生活指導部でピンク色の「入室許可証」を記入し教室に入室すること。公共交通機関の遅延による遅刻については、各交通機関において発行される遅延証明書を持っていない場合は、生活指導室で緑の「遅延証明書」を記入し、教室に入室すること。
- ② 授業遅刻の時、職員室（1，2 年担任の所），生活室、3 年担任室にある黄色の「入室許可証」に記入し教室に入室すること。
- ③ 早退，外出するときは，担任の先生に申し出て「早退・外出許可証」を記入してから，外出のこと。

第 4 公共物の取り扱い

1 公共物の破損について

壁や机などに落書きすることは、公共物破損に該当することはもちろん、学習環境にも大きな支障をきたす行為である。神戸高校生としての品位を十分

自覚し自重すること。

誤って公共物を破損したときは、直ちに担任及び事務室へ申し出ること。破損の理由によっては弁償および懲戒をうけなければならないケースも発生する。

2 施設、備品の利用について

特別な設備や備品を使用したいときには、該当場所の取り扱い責任者である先生に連絡し、事務室の許可を得ること。使用後は元通りに整理整頓を心がけること。使用規定のあるものはその規定に沿った使用方法を守ること。

3 火気の利用について

(1) 校舎内で火気を利用することは原則として禁止する。

(2) 消火器、防火用具の所在は校舎全般にわたって心得ておくとともに、その整理整頓に協力すること。

(3) 防火規定については別にこれを定める。

第5 禁止事項

次の事項は厳禁である。もし違反したときには別途規定により懲戒を受けなければならない。

- 1 学業を怠り、無断欠席・欠課をすること。
- 2 正当な理由でないと判断される遅刻や無断外出すること。
- 3 定期試験及び小テスト等で不正行為を行うこと。
- 4 校内の立ち入り禁止に指定された場所に入ること。
- 5 飲酒、喫煙すること。
- 6 いじめ、暴力、脅迫、窃盗、賭博等の行為。
- 7 凶器、喫煙具等の所持。
- 8 校舎、校具を故意に破損すること。
- 9 不健全な場所に立ち入ること。
- 10 無断で単車及び自転車で通学すること。
- 11 無断で単車等の免許を取得すること。
- 12 無断で自動車学校へ入校すること。
- 13 無断でアルバイトを行うこと。
- 14 その他、神戸高校生としてあるまじき行為。

第6 願い出・届け出事項

願い出・届け出はすべて保護者が学級担任を通じて学校長に提出することを原則とする。なお、以下の文中の（ ）内はそれぞれの係を示す。

1 願い出事項

- (1) 休学，退学，復学，転学，留学のとき。(職員室にいる教務部の先生へ)
- (2) 異装など服装に関して許可を必要とするとき。(本手帳に記入して生活室へ)
- (3) 印刷物の配布や，ポスター等を掲示するとき。(生活室へ)
- (4) 学校指定地域の居住生徒で単車，または自転車通学許可を受けるとき。(生活室へ)
- (5) アルバイト申請をするとき。(生活室へ)
※特別な理由があり、保護者から申請書が提出された者で必要と認められた場合受理する。
- (6) 単車等運転免許試験を受けようとするとき。(生活室へ)
- (7) 自動車学校へ入校しようとするとき。(生活室へ)
- (8) 登校後，外出の許可を受けるとき。(本手帳または所定の用紙に記入して生活室へ)
- (9) 校内で会合の許可を受けるとき。(該当場所責任者の先生へ)
- (10) 特別な施設，備品の使用許可を受けるとき。(事務室へ)

2 届け出事項

- (1) 病気，事故によって欠席，遅刻，早退，欠課するとき。(本手帳に記入して担任へ)
※2週間以上の欠席の時は診断書に類するものを添える。(担任へ)
- (2) 忌引きするとき。(本手帳に記入し担任へ)
- (3) 本人及び保護者，保証人に一身上の異動が生じたとき。(職員室の先生へ)
- (4) 校内で盗難，紛失等があったとき。(生活室へ)
- (5) 落とし物，拾い物をしたとき。(生活室へ)
- (6) 許可を得て単車，自動車免許を取得するとき。(生活室へ)
- (7) 本人または家族に感染症が発生したとき。(保健室へ)
- (8) 学校の施設，備品を破損したとき。(事務室へ)
- (9) クラブ活動の諸届け
 - ① 試合の参加(所定の用紙を記入した上，部顧問→総顧問→生活室の生徒会へ)
 - ② 行事の実施(所定の用紙を記入した上，部顧問→生活室へ)

第7 休業期間中(夏休み，冬休み，春休み)の心得

高等学校の休業日は単に休養のために設けられたものではない。休業期間中は自ら計画を立案し，自主的な生活を営む絶好の機会である。生徒はこの期間に学力補充，クラブ活動等による心身の鍛練や趣味・特技の育成など個人的，社会的に有意義な生活体験が得られるように過ごすことが大切である。休業期間中

の日々の過ごし方が、自己の将来の夢実現に大きな影響を持っていることに留意すべきである。

- 1 規則正しい生活を営み、健康管理等に注意するとともに、風紀を乱す行為があってはならない。
- 2 登山、キャンプ、海水浴などは生命の危険を伴う行為であるから、特に万全の準備を行い、実施する際は、必ず信頼できる指導者と共に行動すべきである。
- 3 交友に注意し、双方の保護者の承諾を得て行動しなければならない。みだりに友人の家に入出入りして遊戯にふけるようなことや宿泊するようなことは慎むべきである。
- 4 安全のため、保護者への連絡をとってから外出するように心がける。
- 5 休業日中であっても、学校で定められた諸行事等は無断で欠席してはならない。また校内設備を利用した際は整理整頓を心がけ、使用箇所を清掃して次の利用者が気持ちよく使用できるように配慮すべきである。

第8 各教科以外の教育活動

各教科以外の教育活動の定義を「総合的な探究の時間」、ホームルーム、生徒会、クラブ活動、学校行事とする。これらの諸活動は各自がお互いに人格にふれあい、社会人としてのルールを会得し、自らの人間力を切磋琢磨することを目的としている。

ホームルームは学校生活の基点であり、担任、級友を中心として人的交流が行われる所である。生徒会は生徒の自主活動の場であって、社会人としての素地を養う所である。クラブ活動は興味関心、趣味を同じくする者の集団であって知識技能を養う格好の場である。生徒はこれらの教科外活動の真意を理解したうえで積極的に参加協力し活動するように心がけなければならない。

- 1 ホームルーム活動は担任より直接指導を受けたり、連絡事項を伝達されたりするとともに、自己の意見を述べ、また級友と互いに切磋するためのものであるから必ず出席参加しなければならない。
- 2 ホームルーム活動には室長、総務、財政、図書、美化、体育、保健の役員をおき、他に生徒会議員を選出する。
- 3 ホームルームは会議を開き、ホームルームのことにに関して、協議決定し担任の承認を経て、これを実施することができる。
- 4 ホームルームの日直は輪番で当番を定め、ホームルームの環境に注意し、学級日誌を記録して担任に提出するものとする。
- 5 生徒会及びクラブ活動は会則及び規定によって運営されるものである。これらに通じておくとともに、これを遵守しなければならない。
- 6 生徒会、クラブ活動の運営は民主的であり、公正でなければならない。

- 7 ホームルーム、生徒会、クラブの諸活動は、担任または各顧問の指導によって正しく行われなければならない。自治の限界を超えて生徒の本分を誤ることのないように注意すべきである。

第9 図書館利用規程

1 館内閲覧

- (1) 開館時間は平日 8 時 40 分から 16 時 50 分まで。
- (2) 学校休日や館内整理のため休館や閉館することがあるが、そのつど発表する。
- (3) 閲覧室内の図書は自由に閲覧できる。閲覧し終われば、もとの位置にもどしておくこと。
- (4) 図書館では静かにし、他に迷惑を及ぼさないように十分気をつけること。
- (5) 館内での飲食及び携帯電話は厳禁。

2 館外閲覧

- (1) 館外貸出は、本校生徒・職員に行う。但し、場合によっては、卒業生・PTA 等に貸出を行うことがある。
- (2) 貸出をうける人は、図書館利用カードとともに係又は図書委員に提出し、手続きを行う。
- (3) 貸出規定
 - ① 貸出期間は 2 週間とする。
 - ② 禁帯出図書の貸出は行わない。ただし場合によっては、一夜貸出を認めることがある。
 - ③ 貸出図書の保管については必ず責任を持つこと。
 - ④ 貸出中の図書を汚したり、破ったり、又は紛失したりした場合は、速やかに申し出ること。
 - ⑤ 「また貸し」はしないこと。
 - ⑥ 図書館利用カードを紛失した場合は申し出ること。

第10 保健安全と環境整備

自己の健康保持に留意するとともに、保健委員会の指示に従って保健安全に留意し、共同生活の万全を期することが必要である。また学校生活は心身育成の場であるから、美しく明るい、落ち着いた環境を作るよう、不断の努力をつづけなければならない。

1 保健委員会は次の目的、組織を有し、また活動を行う。

(1) 目的

- ① 健康でしかも清潔感のある学校をつくる。

② 保健安全の上から見た環境整備と施設の拡充。

③ 感染症その他疾病に関する調査研究。

(2) 活動

① 毎月1回程度の委員会を開き保健問題の討議、意見交換などの打合せを行う。

② 生徒会及びホームルームとの連絡を密にする。

③ 美化委員会と連絡を取り仕事をする。

2 身体に異常を感じた時は保健室又は担任に申し出て指示を受けること。

3 感染症に罹ったとき又は家族に感染症が発生したときは直ちに届け出ること。

4 2ヶ月で1回程度、大掃除を実施する。

5 校舎内では土足を禁ずる。従って登校後は靴を下駄箱に整頓し、上履きと履きかえること。

6 その日の日直は窓を開閉し、黒板をきれいにすること。

第11 生徒心得、その他決まり事の改定手続き

生徒心得をはじめ、その他決まり事は、生徒が健全な学校生活を送り、より良く成長・発達していくために、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標実現という観点から校長が定めるものである。この趣旨にのっとり、生徒心得をはじめ、その他決まり事の改定を行う場合は、次の手続きをするものとする。

1. 生徒会は生徒心得、その他決まり事が作られた趣旨を理解した上で、生徒一人ひとりの意見を集約し、生徒会等で議論したうえで、改定案を校長に提案することができる。

2. 校長は、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、学校教育目標に照らし、生徒心得、その他決まり事の見直しを積極的に行うものとし、生徒会から提出された改正案の議論を含め、生徒や保護者、教職員の意見を聴取し検討する。

3. 校長は、検討された内容に基づき、適切と判断する場合は、生徒心得、その他決まり事の改定を決定し、生徒及び保護者に周知する。